

社会福祉法人 行動指針



平成20年3月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

社会福祉法人協議会

〔行動指針作成の背景〕

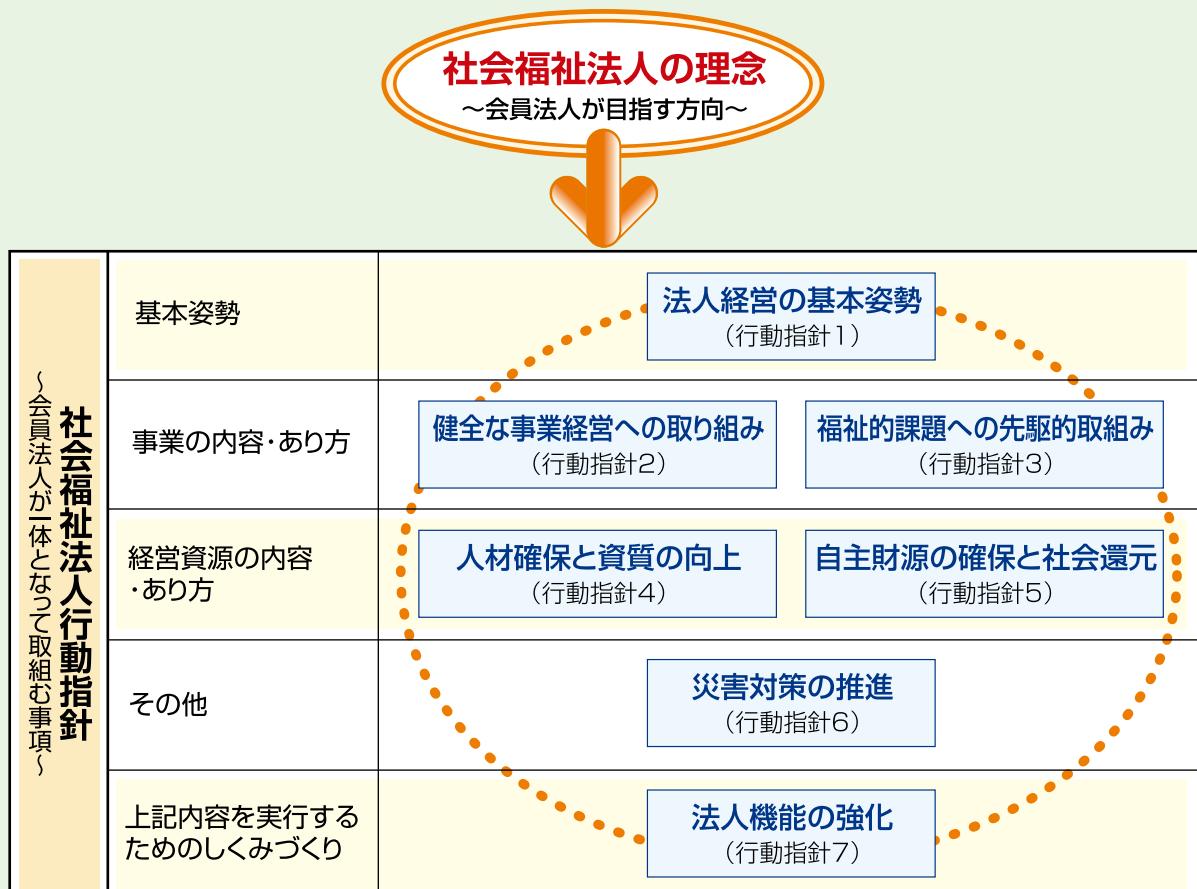
介護保険制度や障害者自立支援法の制定等により、社会福祉法人以外の事業者が福祉分野にも参入し、改めて社会福祉法人の使命、役割が問われている。

また東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会は前身の（社団）東京都社会福祉経営者協会を引き継ぎ平成13年に設立したが、社会福祉法人協議会の活動理念が明確ではなかったため、社会福祉法人協議会として社会福祉法人の理念実現のための取組みを明らかにすることとした。

その理念実現への取組みは、全国社会福祉施設経営者協議会策定の行動規範を基本とすると共に、東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会は独自に、大都市東京の特殊性から派生する種々の福祉的課題の解決を含めて、事業の健全経営に会員法人が積極的に取組むべきものとして、ここに行動指針を策定し、これを遵守しようとするものである。

なお本行動指針は現時点での課題について掲げたものであり、今後、社会情勢の変化によって見直しを行うものとする。

〔社会福祉法人の理念・行動指針の構成〕



社会福祉法人 行動指針

I. 社会福祉法人の理念 ~会員法人が目指す方向~

社会福祉法人は、常に高い志を持って社会福祉事業を経営し、福祉ニーズを持つ方々に良質のサービスを提供するとともに、特に市場原理、契約等の自己責任になじまない方々に対する権利擁護について、社会福祉法人の機能と人的、専門的、技術的資源を活用し、社会の福祉の発展、充実に寄与することを使命とする。

II. 社会福祉法人行動指針 ~会員法人が一体となって取組む事項~

1 法人経営の基本姿勢

私ども社会福祉法人は、いつ、いかなる場所や、場合においても、福祉サービスを必要とされる方々の尊厳と基本的人権を確保すると共に、利用者本位の良質のサービスを提供することを基本姿勢として法人経営に取組むものとする。

2 健全な事業経営への取組み

私ども社会福祉法人の事業経営は、常に透明性を旨とし、かつ法令等の社会的ルールを遵守し、社会的信頼を基に、地域との共生による誠実で堅実な経営により、安定的で継続可能な事業体として、使命達成に努めるものとする。

3 福祉的課題への先駆的な対応

私ども社会福祉法人の主たる役割は社会で福祉的ニーズを持つ方々の支援である。しかも大都市東京の特殊な社会情勢を反映して、既存の法の枠外で対応せざるを得ない種々の新しい福祉的課題の発生に対して公共性・公益性を担保とし、しかも、先駆的・開拓的機能を発揮して積極的にこれらの課題解決に取組むものとする。



4 人材確保と資質の向上

私ども社会福祉法人の福祉事業経営の基盤は人材である。大都市東京には多くの事業所が存在し、職の選択肢が多いいため、人材確保こそが至上命題となる。

この緊急、かつ最大の課題解決のためには、地域社会へ福祉事業の意義の徹底的浸透をはかると共に、特に労働条件の整備や、経済的待遇面においても、社会的に魅力ある職場とすることが不可欠で、これらの努力により、人材確保に万全を期すことであり、又、常に専門職としての資質の向上に努力するものとする。

5 自主的財源の確保と社会還元

私ども社会福祉法人に認められている自主財源確保にも積極的に取組み、大都市東京の特有の福祉的課題や地域の拠点施設としての対応、さらに人材確保・育成への有効活用の推進などにより、社会に還元するものとする。

6 災害対策の推進

私ども社会福祉法人は、施設を利用される方々の安心・安全の確保のため、常に防災対策に取り組むとともに、人口の超過密都市東京の大規模災害の発生に備え、日頃から各法人・事業所が連携し、その地域の被災住民の方々の迅速・確実な救済対応に万全を期すものとする。

7 法人機能の強化

私ども社会福祉法人は、従来の施設主体から、本来的な法人主体の経営を強力に推進しなければならない。

社会福祉法人の理念の実現の主体は、その法人である。従って、実質的リーダーシップが發揮できる法人機能を持つ組織構築が基本であり、これこそ先決すべき課題として取組むものとする。

[参考資料]

全国社会福祉施設経営者協議会 行動規範

行動規範 1

人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。

行動規範 2

サービスの質の向上

個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成等に努めます。

行動規範 3

地域との共生

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な主体との連携・協働により、地域の福祉課題に取り組みます。

行動規範 4

社会的ルールの遵守(コンプライアンス)の徹底

関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進します。

行動規範 5

説明責任(アカウンタビリティー)の徹底

利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします。

行動規範 6

利害関係者との適切な関係

公共性・公益性の高い法人として、関係する各種事業者と公正かつ適切な取引を行います。

行動規範 7

行政との連携・協力の促進

地域の福祉を推進するため、行政との連携・協力を図り、かつ健全な関係性を保持します。

行動規範 8

国際化への対応

地域で生活する外国人に対する適切な支援・サービス提供を行うとともに、福祉人材の育成等を通じた国際貢献を推進します。

行動規範 9

人材育成、適切な人事・労務管理の実践

経営の持続可能性を図るため人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

行動規範 10

公共的・公益的取り組みの推進

低所得者への支援及び地域の福祉ニーズに即応した先駆性、開拓性のある「一法人一貢献」を更に推進するとともに、安定的・継続的な事業経営を行います。

行動規範 11

組織統治(ガバナンス)の確立

社会的ルールの遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を可能にする、実効性のある組織体制を構築します。

行動規範 12

財務基盤の安定化

信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

行動規範 13

経営者の役割の遂行

社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを發揮し、行動規範の実践に努めます。

行動規範 14

経営責任の明確化

本規範に反するような事態が発生した場合は、経営者自らが問題解決にあたる姿勢を明確にし、原因を究明するとともに説明責任を果たし、再発防止に努めます。



「社会福祉法人 行動指針」

平成20年3月

東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7174 FAX 03-3268-0635
